

起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	令和2年2月26日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和2年 月 日			保存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	四議第 号			公開	非公開理由		
分類番号	04 - 02 - 01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開		四万十市情報公開条例第9条に該当 ()	
簿冊番号	04 - 03			<input type="checkbox"/> 時限非公開 (公開)			
委員会名	総務常任委員会			会議年月日	令和元年12月13日(金)		
				会議時間	15時00分～16時30分		
出席委員	委員長	山崎 司		委員 寺尾 真吾			
	副委員長	大西 友亮					
	委員	安岡 明					
	委員	平野 正					
	委員	西尾 祐佐		欠席委員			
	委員	廣瀬 正明					
その他	議長	宮崎 努					
	委員外議員	松浦 伸					
執行部出席者	総務課長	成子 博文					
	総務課長補佐	武田 安仁					
	総務課人事係長	佐田 公洋					
	総務課人事係	吉藤 諒					
	税務課長	原 憲一					
	税務課長補佐	佐竹 大					
	財政課長	町田 義彦					
事務局	事務局長	阿部 定佳					
	事務局員	上岡 真良那					
記 録							
令和元年12月定例会において、本委員会に付託を受けた議案5件および陳情1件について委員会を開催し、審査を行いました。その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会

●まず、付託を受けた第 10 号議案「四万十市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」について審査を行った。

【説明：成子総務課長】

地方公務員法および地方自治法の改正により会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与、報酬、旅費、費用弁償に関して必要な事項を新たに定めるものである。

会計年度任用職員制度は来年 4 月から開始されるが、この背景には、現行の地方公務員法において地方自治体の臨時的任用職員・非常勤特別職員（一般職の非常勤を含む）の雇用制度が不明確なため、自治体ごとに任用根拠が様々という問題点があった。そこで、非常勤特別職員を「専門的な知識・経験等に基づき、助言・調査等を行うもの（例：審議会の役員等）」、臨時的任用職員を「常勤職員に欠員が生じた場合において、緊急に業務が増大した場合等に限定するもの」と明確にして、全国統一的な制度が開始されることになったものである。

会計年度任用職員とは「一つの会計年度を超えない範囲で任用される職員」である。本市では、臨時的任用職員と週 29 時間の常勤者である非常勤特別職員が会計年度任用職員に移行し、「常勤職員に欠員が生じた場合の特例の臨時的任用職員」は生じないことになる。

条例の骨子は大きく 4 項目ある。第 1 条から 3 条までは会計年度任用職員の定義で、7 時間 45 分勤務のフルタイム職員と、それ未満のパートタイム職員がある。また、給与の定義をフルタイム職員は給料・手当、パートタイム職員は報酬・費用弁償としている。第 4 条から 7 条にはフルタイム職員の、18 条から 30 条にはパートタイム職員の給与に関する事項を定めている。

その他に、経過措置として附則第 2 項に期末手当支給について規定している。これは、現在雇用されている臨時的任用職員と非常勤特別職員の内、会計年度任用職員に移行する者の 6 月期末手当の算定に不利益が生じないようにするため、令和元年 12 月 2 日以降の連続した任用期間も新制度での算定対象に含めるものである（経過措置を設けず 4 月・5 月の 2 ヶ月で算定した場合は 30 パーセントの基準に下がってしまうが、6 ヶ月継続であれば 100 パーセント支給することができる）。

施行期日は令和 2 年 4 月 1 日である。

なお、補足して会計年度任用職員と現行の臨時的任用職員等との比較を説明する。まず、任用方法は、現行では「選考による方法」、新制度では「原則公募に基づく選考」。任用期間は、現行では「6 ヶ月を基本とし、最高で再度 6 ヶ月の更新が可能」、新制度では「最大で 1 年間（1 会計年度内）」。給与は、現行では「賃金」、新制度では「フルタイムは給料と各種手当、パートタイムは報酬と期末手当」。給与の単位は、現行では「日額」、新制度では「基本的に月額。パートタイムは月給、日給、時間給」。期末手当は、現行では「2 ヶ月」、新制度でも「フルタイム、パートタイムともに 2 ヶ月」のまま。また、大きく違う点として、現行では退職手当の支給がなかったが、新制度ではフルタイム勤務職員に支給されることになる。

【質疑：平野委員】

本市でこれに該当する職種はどういったものがあるか。

【答弁：成子総務課長】

現在市で雇用している臨時的任用職員は全て該当する。また、非常勤特別職員の内、補導センター指導員のように週 29 時間勤務で常勤状態の雇用となっている職員も会計年度任用職員に類するものとなる。

現在は非常勤特別職員 1,380 人、臨時的任用職員 332 人、合計 1,712 人を雇用しているが、会計年度任用職員へ移行するものは臨時的任用職員全てと、その他をプラスして合計 371 人。また、新制度に基づく非常勤特別職員は 1,284 人。その他、今回の改正に伴いどちらにも該当しないものが 57 人となる。

【質疑：平野委員】

新制度になると、一会計年度において一期間のみの採用ということになるのか。整備することで条件的に改善されるのか。

【答弁：成子総務課長】

現行では 6 ヶ月雇用した後、更に 6 ヶ月の更新という手続きを取る場合に、実際には数日間勤務しない日を設ける運用をしているが、新制度ではそのようなことが無くなる。また、3 年を目途に雇用した場合、それ以上については 1 年間休んでもらう運用をしているがそれも無くなる。会計年度ごとの面接・採用にはなるが、更新になれば年数の縛りが無いため可能な限り再任用できるもので、他にも通勤手当が正職員並の基準になるため改善するものと考えている。

【質疑：平野委員】

はっきりと明確にすることで、現状よりも改善されたということか。

【答弁：成子総務課長】

明確になったことに加え、今まで運用で行っていたことが条例化されたことも大きな改善と考えている。

【質疑：廣瀬委員】

今までの運用を考えると、1 年の休職のために職を探す人もいたと思うので改善されてよかった。6 月期末手当に関する経過措置についての確認だが、年度ごとの任用になると毎年同様の状況が出て来ると思うが、継続雇用されている人は制度として 100 パーセントで算定されるということによいか。

【答弁：成子総務課長】

新しい条例ができることに伴い、ある程度の経過措置を設ける必要があると思って規定した。また、継続の考え方については、退職手当についても任用ごとに支給するのではなく継続する形としている。

【質疑：西尾委員】

法律の施行に伴う関係条例の整備ということで、各自治体で違うものは特にないと考えるよいか。また、現行と比較して人件費はどのように変わるのか。

【答弁：成子総務課長】

法改正に基づいているため国から準則的なものが通知されているが、市町村に一定の裁量権が与えられている部分もある。また、人件費については、給料（賃金見合い）部分は基本的に変わらず、期末手当が約 700 万円増、退職手当が約 770 万円増、通勤手当が約 50 万円増と試算している。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 11 号議案「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について審査を行った。

【説明：成子総務課長】

会計年度任用職員制度の導入に対応するために 13 の条例を一括に改正するものである。主な内容は、会計年度任用職員を定数条例から除外する規定を新たに設けるもの、人事情報の公開対象にフルタイム職員を追加するもの（それ以外は対象外）。また、会計年度任用職員制度の開始により、非常勤特別職員の条例から除かれる部分についての必要な改正や、勤務条件等について規定している既存の関係条例で

の文言の削除や追加等である。

施行期日は来年の4月1日である。

【質疑：平野委員】

第10号議案の条例に合わせて、これに係る全体的な条例について整合をとるために改正するということか。これにより従前よりも条件が下がるものは無いか。

【答弁：成子総務課長】

会計年度任用職員制度の条例制定に合わせて整合性をとるための改正であり、取り扱いが変更するものではない。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第12号議案「四万十市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：成子総務課長】

令和元年の人事院勧告に伴い、一般職員の勤勉手当・住居手当、特定任期付職員の期末手当および給料表について見直しを行い、関連する5つの条例改正を行うものである。

四万十市一般職員の給与に関する条例については、ボーナスの改正では一般職の勤勉手当を0.05月増とし、令和2年度からの年間ボーナスの支給月割合を、6月と12月それぞれで0.025月分ずつに等分するものである。住居手当額の改正では、支給対象となる家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に、上限額を2万7,000円から2万8,000円に引き上げるものである。また、給料表の改定では、初任給の2,000円引き上げに伴い、30代半ばまでの若年層の号給について所要の改正を行うものである。

単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例と、四万十市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例については、一般職員同様に、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に引き上げる規定を設けるものである。一般職員の条例では上限の規定もあったが、こちらでは下限の改正のみとなっている。

国民健康保険診療所に勤務する医師の給与に関する条例と四万十市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例については、一般職の給料表との均衡を基準に給料表の改定を行う。また、四万十市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例においては、期末手当の支給月数を年間0.05月増とし、令和2年度からの年間ボーナス支給月割合を6月と12月で0.025月分ずつに等分する。

施行期日は公布の日からで、令和2年6月以降の期末勤勉手当の支給割合及び住居手当に関する改正については、令和2年4月1日からの施行である。また、給料表及び令和元年12月期の勤勉手当に関する改正規定については、平成31年4月1日に遡って適応する。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第13号議案「四万十市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び四万十市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：成子総務課長】

今年の人事院勧告で一般職員の勤勉手当を改正することに伴い、市長・副市長・教育長並びに市議会議員の期末手当について必要な改正を行うものである。

四万十市特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例については、市長・副市長・教育長の期末手当を年間0.05月増額し、令和2年度から年間支給月割合を一般職同様に6月と12月で等分化す

るものである。

四万十市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例については、市長等と同様の内容である。

施行期日は公布の日からで、令和2年6月以降の期末手当の支給に関する改正規定については来年4月1日からの施行である。また、今年12月期の期末手当支給割合に関する改正規定については、今年4月1日に遡って適応する。

【意見：平野委員】

一般職の改正に併せるものということで概要は理解した。意見であるが、このような議案を提出する際は一覧表に整理してもらえると解りやすい。

【答弁：成子総務課長】

申し訳ありません。次回からは資料を提供するようにする。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第16号議案「四万十市税条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：原税務課長】

認可地縁団体に対する法人市民税について均等割課税免除の規定を設けるものである。

認可地縁団体とは、地方自治法の規定による団体で、法人登記を行わなくても市町村長の許可行為によって法人格を有し、集会施設等の不動産を団体名義で登記できるものである。この認可地縁団体は公益法人とみなされるため、収益事業を行っていない場合は法人市民税の均等割を最低税率で課税することになるが、これを課税免除するために条例整備を行うものである。

課税免除を行う根拠は、地方税法第6条第1項（地方団体は公益上その他の理由により課税を不相当とする場合においては課税をしないことができる）である。公益上不相当とする理由は、市の総合計画の中に住民活動と地域活動の推進を位置付け自治組織である区へ支援を行うとしていること。また、認可地縁団体であることを理由として区に法人市民税を課税することは、活動内容が同様のその他の自治会との間に不均衡を生じるためである。

認可地縁団体は公益法人とみなされるため、収益事業を行っていない場合でも地方税法の規定により毎年4月末までに均等割の申告・納税をしなければならないが、これまで申告されたことは無い。また、公益法人に係る市民税については、四万十市税条例第51条第6項の規定により減免を行っているが、市において認可地縁団体が公益法人に該当すると認識していなかったため、申告の呼びかけも行ってこなかった。そのため課税免除についての条例を整備した上で、来年4月に全団体から申請を受け付けて課税免除決定を行い、既に法定納期限が経過したものについては課税免除されたものと見なして整理したいと考えている。

【質疑：平野委員】

該当する団体は市内に何団体あるか。

【答弁：原税務課長】

平成3年に地方自治法で規定されており、現時点で市内に52団体ある。

【質疑：西尾委員】

平成3年に規定されたとのことだが、何故このタイミングで条例改正となったのか。

【答弁：原税務課長】

認可地縁団体が公益法人に該当し、申告納税義務があるということを認識していなかったためである。

また、市税条例に減免規定があるが、課税免除と違い一度課税を行った後に免除することになり、この場合毎年の申請が必要となってくる。住民の会費による運営や活動内容を見ても、その他の自治会と全く異なるため、そのように処理することもないだろうと判断したものである。ただし、規約・収支決算書・収益事業を行っていない事・地域活動を行っている自治会であることを、申請を受け付けて一度確認した上で、課税免除の取り扱いにしたい。

【質疑：西尾委員】

市の認識が違っていたということか。

【答弁：原税務課長】

PTA、労働組合、農業者組合などは「人格のない社団」といい、均等割課税の団体に位置付けられていたが、捕捉することができないため、実質としては全国的にほとんど課税されていない状況であった。そのため、平成20年の公益法人制度改革において“収益事業を行っていない場合は非課税”と、地方税法上明確に非課税に位置付けられることになった。つまり、それまでは認可地縁団体も自治会も“均等割課税団体に位置付けられているが課税をしていない”という意味で同じカテゴリーに含まれていたことになる。

しかし、平成20年に明確に線引きがされ、その際に市が気づくことができなかった、ということである。

【質疑：西尾委員】

本来であれば、平成20年以降気づいた時点で整備できていたということか。

【答弁：原税務課長】

そのとおりである。条例整備や減免等の方法で対応できたと思われる。

【質疑：宮崎議長】

区が法人税を納税していないのは、これに当たるのか。

【答弁：原税務課長】

区は収益事業を行っていない「人格のない社団（法人登記を行っていないもの）」として非課税である。

【質疑：宮崎議長】

例えば、商店街振興組合連合会は登記しているが単体での収益事業は無く、年間予算もそれぞれが6万円負担したものを支出するだけであるが、そういった団体はどのような扱いになるのか。また、PTAは夏祭り等で収益を出していると思うが、それはどのように判断するのか。

【答弁：原税務課長】

地方税法第296条第1項および第2項に法人住民税非課税の範囲が細かく規定されており、商店街振興組合はこれに含まれていないため非課税団体にはならない。ただし、収益事業を行っていない場合は均等割のみ納税することになる。

また、収益事業は法人税法により34事業と定義されている。定置場所で継続反復して行われるものとされており、PTAの夏祭り等は一時的な収益に当たることから収益事業には見なされない。

【質疑：寺尾委員】

四万十市だけ気づけていなかったのか。

【答弁：原税務課長】

高知県と宿毛市は認可地縁団体の課税免除規定を設けている。我々が調査した段階では他には見られず、高知市は毎年申請を受け付けて減免している。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、陳情受理番号第1号「公共事業の設計発注について」の審査を行った。(陳情者：一般社団法人高知県建築士事務所協会 会長 西森敬祐)

— 小休中 —

事務局から、平成27年度に同様の陳情が付託された際の処理の経過を説明した。(平成27年12月定例会付託、平成28年6月定例会一部採択)

— 正 会 —

【説明：町田財政課長】

要望全6項目のうち、(1)建築士事務所協会会員の一層の活用については、指名入札等を含め、入札制度に沿って公平に扱っていきたいと思っている。市には平成30年度に要望を頂いており、登録者名簿を見ると入っていない市内業者もおられた。全ての方が建築士事務所協会に入っていない状況は平成28年度の時と同様である。(2)の業務報酬については、変更の度に国土交通省から標準報酬についての通知があり、既に変更している。(3)の設計工期と発注の平準化については、4月に発注計画を出して年間見直しも行い、事業課にも機会があるごとに呼び掛けて努めている。(4)の最低制限価格の設定については、平成29年5月入札から建設コンサルタント等の最低制限価格の設定を行っている。(5)の設計者の選定方法については、企画・品質等のよいもの、競争だけでは入札に適さないもの等、契約の特性・目的に応じて判断している。例えば、文化複合施設基本設計のように大きく特殊なものについてはプロポーザル方式を活用している。

そして、新規項目の(6)建築設計と監理業務の一括発注については、年度内に設計・監理業務を行う場合、本市では敢えて分離発注は行っていない。ただし、どうしてもやむを得ない場合は分割することもある。例えば、今年度の補正予算に保育所遊戯施設空調整備の実施設計を計上したが、監理費は来年度予算となるため、このような場合は分割せざるを得ない。また、この場合、競争性を保つ必要があることから、来年度の監理費は指名競争入札で行うことになる(随意契約はせず指名で競争性を確保している)。その他にも補助事業の事務費の関係で分割発注となる場合もある。簡単なものであれば分離発注しても差し支えないと思うが、設計者の意図がわからないような特殊なものは一体的にする等、個別に判断が必要と思っている。(国交省では、構造計算問題等の観点から第三者的立場で監理すべきというのが基本である。)

なお、昨年度市にも同様の要望をいただいている(返事不要)。その際、市の取り扱いに関する要望は特に無く、市としても問題はないと考えている。

【質疑：寺尾委員】

今の話を聞くと(2)から(4)はやっていると思うが、(5)の「入札方式によらず」というのは入札方式を含めないという解釈なのか。それも含めてプロポーザル方式等も考慮して欲しいということなのか。

【答弁：町田財政課長】

競争入札全てという解釈ではなく、要旨に「規模、特製、技術、提案、実績などを参考に」とある。単純に設計を組んで競争できるものと、市にノウハウがないため提案を受ける必要があるもの(溶融炉、し尿処理施設等)がある。後者は競争性に属さないものとして複数の会社から提案を受け、市として最も適当な所を選定する作業が出てくる。そういった条件の時は活用して欲しい、という意味だと思われる。その趣旨に沿って取り扱っている状況である。

【意見：山崎委員長】

前回は（１）が公平性を欠くということで不採択になっている。（６）は新規項目で、設計・監理業務を一括発注して欲しいというもの。ただし、国交省は扱っていないということである。

【答弁：町田財政課長】

国交省は分離発注するようにガイドラインで示している。当然、設計者が監理する方がやりやすいが、構造的な問題の観点から施工監理には第三者的な立場の者が必要という考えである。国交省は大きく特殊な工事があるため、基本的には徹底することが望ましいがケースによると思われる。

なお、クリーンセンターのように設計施工の場合は監理業務に第三者をつけているが、今回は設計業務と施工監理のことで、この場合は基本的に一体で行っている。年度を分ける等、やむを得ない場合は一緒にできないが、年度内に設計・施行が可能な場合は敢えて分けることはしていない。特殊な場合などモノにもよるので、その都度検討が必要と考えている。

【意見・質疑：山崎委員長】

今回は建築士協会からの要望で、施工業者の意見も聞く必要があるように思う。数件聞いたところによると、設計に不備があり施工業者が変更して欲しいと思っても、設計と監理が一緒のため業者が不利になったこともある、とのことだった。

市は予算が構わない時は一括発注しているということではよいか。

【答弁：町田財政課長】

そうである。設計し、施工の工期も取れるということは、規模的には小さいものを想定していただいたらいいと思う。

【質疑：平野委員】

市は9割方、要望のような取扱いか。予算上分かれる場合のみ分離発注ということか。

【答弁：町田財政課長】

そうである。もしかすると、要望の意図が「年度を超えても随意契約して欲しい」ということかもしれないが、年度を超えた場合は原則どおり改めて指名競争入札を行っている。

【質疑：山崎委員長】

年度を超えて監理だけ指名競争入札した場合、落札者は設計した業者になっているか。それとも違う業者が落札する場合もあるか。

【答弁：町田財政課長】

設計業者も含めて指名競争入札を行い、事例としては設計業者が落札することが多い。たまに、そうでない場合もある。

【質疑：廣瀬委員】

確認になるが、（１）を採択する場合は「建築士協会の会員を優先的に活用する」という意味になるのか。そうであるならば、平等を欠くということになるのか。

【意見：山崎委員長】

そういうことになるので、前回はそういう観点で（１）は除く形で一部採択となっている。

— 小休中 —

— 正 会 —

任意の会であり、加入していない事業所もあることから公平性に欠けると考えられるため、「（１）建築士事務所協会会員の活用」を除き、全会一致で一部採択すべきものと決した。

— 小休中 —

■事務局から報告事項

○幡多6市町村議会議員研修について

○「令和2年度税制改正に関する提言」の配付について

— 正 会 —

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し委員会を終了した。